

# 9月定例教育委員会会議録

## 公開案件

開催日時	令和2年9月29日（火） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室	
出席者	委員	北谷教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、梅田委員 【計5人出席】
	事務局	五味原補佐、井関、福岡
	理事者	【教育委員会】 立石教育部長、増田教育部次長、廣岡教育部次長、小林教育政策課長、黒田教育総務課長、川端教育施設課長、山田教職員課長、細川地域教育課長、松浦文化財課長、伊東学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、中川保健給食課長、垣見教育支援・相談課長、大橋中央図書館長、杉本一条高等学校事務長、吉田教育監、石原教育センター所長  【市長部局】 鈴木子ども未来部長、玉置子ども政策課長、米田保育所・幼稚園課長
開催形態	公開（傍聴人 3人）	
議題	1 教育長報告 （1）奈良市教育委員会障害者活躍推進計画について （2）市立幼稚園の再編方針の変更について  2 議案 議案第24号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について 議案第25号 奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について 議案第26号 令和3年度奈良市立幼稚園園児募集要項について <b>非公開</b>	

	<p>3 協議事項</p> <p>(1)「奈良市の目指す教育について」</p> <p>(2)「(仮称) 一条高等学校附属中学校の設置について①」</p> <p>(3)「(仮称) 一条高等学校附属中学校の設置について②～入学者選抜方法について」<b>非公開</b></p>
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告</p> <p>(1) 奈良市教育委員会障害者活躍推進計画については、了承した。</p> <p>(2) 市立幼稚園の再編方針の変更については、了承した。</p> <p>2 議案</p> <p>議案第24号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第25号 奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>議案第26号 令和3年度奈良市立幼稚園園児募集要項については、可決した。</p> <p>3 協議事項</p> <p>(1)「奈良市の目指す教育について」は、意見交換・協議した。</p> <p>(2)「(仮称) 一条高等学校附属中学校の設置について①」は、意見交換・協議した。</p> <p>(3)「(仮称) 一条高等学校附属中学校の設置について②～入学者選抜方法について」は、意見交換・協議した。</p>
担当課	教育委員会教育部 教育政策課
<b>議事の内容</b>	
教 育 長	おはようございます。皆さん、おそろいでしょうか。時間ですので、始めたいと思います。
教 育 部 長	本日の案件の関係者として、教育監と教育センター所長を出席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。
教 育 長	はい、結構です。それでは、始めさせていただきます。まず、事務局より資料の説明をお願いします。
事 務 局	本日の案件に関する資料につきましては、既に配付しております資料のとおりでございます。 なおですが、お手元に配付しておりますチラシにつきましては、本日か

ら始まります史料保存会での企画展示の案内でございます。

教 育 長

本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立いたします。  
ただいまから9月定例教育委員会を開会いたします。  
本日の議事録署名委員は、私と梅田委員でお願いします。  
次に、会議録の確認を行います。  
令和2年8月定例委員会の会議録の署名委員は、私と柳澤委員です。  
柳澤委員、いかがでしょうか。

柳 澤 委 員

結構です。

教 育 長

ありがとうございます。  
案件に入る前に、林政行様ほか2名から傍聴の申出がありましたので、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づきまして、3名の傍聴券を交付しましたので、ご報告を申し上げます。  
それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内ください。  
それでは、本日の案件に入ります。  
本日の案件は、教育長報告2件、議案3件、協議事項3件、計8件でございます。  
本日の案件のうち、議案第26号及び協議事項(3)は「公表前の情報に関する案件」であるため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。  
よって、議案第26号及び協議事項(3)は非公開とすることに決定いたしました。  
それでは、公開の案件から始めます。  
まず、教育長報告(1)「奈良市教育委員会障害者活躍推進計画について」教職員課長より説明願います。

教 職 員 課 長

資料1ページ目をご覧ください。平成30年に、国の機関及び地方公共団体の機関の多くにおいて、障害者雇用率制度の対象障害者の不適切な計上があり、法定雇用率を達成していない状況があったことが明らかになりました。これを受け、民間の事業主に対して、率先して模範を示すべき公務部門におき、法定雇用率の達成にとどまらず、障害者雇用を継続的に進めるために、障害者の活躍の場の拡大のための取組を不断に実施するなど、自律的なPDCAサイクルを確立できるよう、令和元年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、同法第7条の3第1項の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者は「障害者活躍推

進計画」を作成・公表することとされました。

「障害者活躍推進計画」は任命権者ごとに作成する必要があるため、教育委員会といたしましても「奈良市教育委員会障害者活躍推進計画」を策定いたしました。計画期間は5年間、令和7年3月31日までとなっております。

添付いたしております計画書の2ページをご覧ください。2つの目標を定めております。まず1つ目は、採用に関する目標です。法定雇用率2.4%の達成を目標としております。ただし、市教育委員会で採用試験を実施する正規職員は、一条高等学校教員のみであり、採用人数に限りがあり、市教育委員会の事務局の正規職員の配置は、市全体の人事異動に伴う配置となることから、市教育委員会としましては、非正規職員の採用時に、積極的に障害者の受入れを進めることで、雇用率の上昇を目指したいと考えております。次に、定着に関する目標です。こちらのほうは、障害者任免状況通報において、対象となる障害者の、通報後1年間の離職率5%未満を目標としております。

次ページのⅢ取組内容について、まず体制整備ですが、組織面と人材面の体制整備を上げております。個々のことに関しましては、割愛をさせていただきますが、主なところとしましては、組織面の2つ目のところにありますように、障害者の活躍推進に関する庁内検討会議に参画いたします。市が設置する障害者の活躍推進に関する庁内検討会議に、教育委員会からは、教職員課長及び関係課長が構成員として参加をいたします。年1回以上の会議を開催する予定をしております、取組の検討、計画の実施状況の点検・見直しを行うこととなっております。

4ページをご覧ください。2の障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出の検討を行ってまいります。合わせて、3の環境・人事管理、職務環境、また募集・採用につきましても検討する予定にしております。これらにつきまして、具体的な取組を、部局横断的に検討し、実施を進める予定としております。

教 育 長

この件について、ご質問等ございませんでしょうか。

梅 田 委 員

ただいま説明をしていただきました目標の達成に向けて、特に定着に関する目標をしっかりと達成していくためにも、3ページにある組織面における人的サポート体制の整備が基本にあるかと思えます。また、4ページにあるような、適切な業務のマッチングの実施ということが、そこには大きく影響してくることにはなると思えます。体制の整備とともに、それぞれの取組ということを、しっかり点検しながら進めていただければならないと思えます。

教 職 員 課 長

ご指摘のとおり、その目標に対しての聞き取りや、手当てが大事だと思いますので、そのことにつきまして、心がけていきたいと思えます。

教 育 長

ほか、よろしいでしょうか。非常に重要な中身でございますので、しっかり目標の中で、特に教育委員会としては、採用は一条高校職員に限るということから、非正規の職員の採用時には、積極的に障害者の受入れを進めることで、障害者雇用率の上昇を目指しますというところでございます。そういう部分もしっかり、採用に当たっては、観点として抜けることがないように、推進計画に基づいて、進捗管理を含めてお願いをしたいと思います。

それでは、ほかにご意見がないようですので、教育長報告（１）「奈良市教育委員会障害者活躍推進計画について」は、了承をいたします。続きまして、教育長報告（２）「市立幼稚園の再編方針の変更について」子ども政策課長より説明願います。

子ども政策課長

まず、１ページの三碓幼稚園でございます。三碓幼稚園は、平成３１年４月に学園南保育園と再編し、市立こども園に移行することを方針決定、令和２年３月末までの運営としておりました。しかしながら、近隣で大規模開発があることから、人口流入の可能性があり、平成２９年に閉園の延期を公表したものでございます。その後の宅地開発の結果、実施された地区の人口は増加しているものの、三碓幼稚園の令和２年の園児数は９名であり、過小規模化が進行していることから、現４歳児が卒園する令和４年３月末をもって、閉園する方針に変更いたします。なお、令和３年度園児募集の実施はいたしません。

続きまして、富雄第三幼稚園でございます。２ページでございます。富雄第三幼稚園は、富雄保育園と再編をし、民間移管することを令和元年８月に方針決定いたしました。具体的には、富雄保育園を令和３年度から民間移管し、その後、富雄第三幼稚園は令和５年４月に統合・民間移管を行う計画としておりました。しかしながら、保護者や地域から、富雄第三幼稚園の過小規模化に伴う、園運営が不安であるとの声が多かったことから、再編の時期を、民間移管した富雄保育園が、公私連携認定こども園に移行します令和４年４月に変更を行うものでございます。

教 育 長

幼稚園の再編方針の変更ということで、２件ご報告がありましたが、このことについて、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。三碓幼稚園については、思いのほかニーズが少なかったということですね。

子ども政策課長

はい。１ページの表にも記載しておりますとおり、学園大和町５丁目で開発があったのですが、令和２年４月では、就学前児童が１３１名、約３倍ぐらいに増えているという中で、三碓幼稚園の園児数は９ということになっておりますので、やはり２年保育というものが選ばれていないのかなというように思っております。

教 育 長

富雄第三幼稚園については、保護者のほうから、早く民間でやってくださいという要望があったということですか。

子ども政策課長

はい。

教 育 長

要望があったということで、1年短縮したということです。

特にご意見ございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、教育長報告（2）「市立幼稚園の再編方針の変更について」は、了承いたします。

次に、議案の審議に入ります。

議案第24号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について」地域教育課長より説明願います。

地域教育課長

資料の17ページ、例規制定改廃調書をご覧ください。今回の当該規則の一部改正の理由といたしましては、継続して入所をする児童の保護者負担を、少しでも軽減しようとするものでございます。制定改廃の概要にございますように、入所承認等の申請について、毎年度必要な書類のうち、通所経路図にただし書を加え、必要でない場合には、毎年提出をさせていただかなくてよいというようにしたいと考えています。

次頁に、改正の新旧の対照表をつけさせていただいております。具体的に、改正をさせていただくのは、施行規則の本文の第4条の2つ目の部分ですが、現行では「通所経路図」という表記になっていたのを、括弧書きでその後に「教育委員会が特に必要がないと認める場合を除く」とさせていただきたい。それから、規則の別記第1号様式、「通所経路図」という記載がございますので、同様の改正をさせていただきます。

バンビーホームについては、毎年入所の申請をさせていただいており、1年生で一度申込みをさせていただいて、6年生まで通っていただく場合でも、学年ごとにその都度、入所の申請をさせていただいております。

コロナ禍の中で、主に3月以降、保護者の皆様には家庭保育のご協力のお願いをしてきていますし、その後の緊急事態宣言等に伴って、特別保育という形で、どうしてもという方のみ、お預かりするようになってきましたが、そんな中で、ご家庭の事情、もしくはご自身のお仕事の事情が許す方については、4月、あるいは4月、5月という形で一旦退所され、また6月なり7月から復帰をするという方も、多数いらっしゃる事実がございます。そんな中で、手続の簡素化を図っていくべきではないかという保護者の声や、当課としての問題意識もあり、今回こういう形で提案をさせていただき、毎回、入所申請と一緒に提出いただいていた通所経路図、お家からホームまでの通所を、どのようにしているかを書き込んでいただくものですが、それを、基本的に変わらなければ、改めて出させていただかなくても良いようにしたいと考えております。

教 育 長

この件に関しましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。  
保護者の事務の負担の軽減と、事務局の負担の軽減を含めてということ  
でのことで、特段支障はないかと思いますが、よろしいでしょうか。  
ご意見がないようですので、議案第24号「奈良市放課後児童健全育成  
事業施設条例施行規則の一部改正について」採決いたします。  
本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。  
よって、議案第24号は原案どおり可決することに決定いたしました。  
続きまして、議案第25号「奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は  
任命について」保健給食課長より説明願います。

保健給食課長

本市においては、児童・生徒の結核の早期発見と予防に努め、健康の保  
持増進を図ることを目的として、結核検診を実施いたしておりますが、  
その実施状況や結果の把握等に関することを所掌事務とする、奈良市学  
校結核対策委員会の委員を、委嘱及び任命するものです。  
組織する委員は、保健所長、結核の専門家、学校医の代表、医師会の代  
表、学校長の代表、養護教諭代表など、8名以内で組織いたします。  
任期につきましては、委嘱または任命の日から令和3年3月31日まで  
でございます。  
委員会への報告につきましては、各学校の内科健診時に、学校、学校医  
が問診票により結核対策委員会への報告が必要か判断をするものです。  
判断項目といたしましては、主に3つございまして、1、本人の結核罹  
患歴、2、本人の予防等薬歴、3、家族などの結核罹患歴、4、高蔓延  
国、5、自覚症状、6、BCG接種歴などの情報を基に、毎年、約30  
0名の児童・生徒に対し、精密検査が必要か判断をさせていただいており  
ます。毎年6月下旬に委員会を開催し、精密検査を夏休みに行っており  
ましたが、今年度はコロナウイルス感染症により学校休業となっていた  
ため、11月に委員会を開催させていただき、精密検査が必要な児童・  
生徒は、冬休み期間中に、奈良市総合医療検査センターにて受診いただ  
きます。なお、第2回目を年度内に開催し、精密検査対象児童・生徒の  
結果報告及び今後の対応等について協議いただいております。

教 育 長

非常に重要な結核の予防という中身の、結核対策委員会の委員の委嘱又  
は任命ということでございます。  
この件についてご質問等、関連してありましたら。

梅 田 委 員

日本国籍において、子供たちの状況ということ、把握することは継続  
的に把握をしながら、学校の中での確認の仕組みだと思っておりますが、海外

	<p>からの入国による把握ということの難しさや、課題等が出てきたりする 場合であったりは、特には起こってはいないのでしょうか。</p>
<p>保健給食課長</p>	<p>問題として、特に、今何かご意見をいただいているということはないで すが、中国からの転入生の方などについては、問診票であったりとい うところを、今後、中国語での問診票でといったご意見はいただい ており、そのことについては、現在調整しているところでございます。</p>
<p>梅田委員</p>	<p>いろんな対応が必要な部分は出てくるかと思いますが、お願いします。</p>
<p>都築委員</p>	<p>精密検査が必要な人は、別途また検査を受けに行くということですが、 そこは、皆さん漏れ落ちなく、確実に、精密検査が必要とされた人た ちは、検査を受けていらっしゃるのでしょうか。</p>
<p>保健給食課長</p>	<p>基本的には検査をしていただいているという報告を受けております。</p>
<p>教育長</p>	<p>ほか、よろしいでしょうか。それでは、今の外国からの子への、分か りやすくというか、理解をいただくような対応も含めて、あとは必ず 受けるというところの必ずは、きちっと学校として、責任を持って確 認をするというところですので、よろしくお願ひしたいと思いま す。それでは、ご意見が他にないようですので、議案第25号「奈良市 学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について」採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p>
<p>教育委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>教育長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第25号は原案どおり可決することに決定いたしました。 それでは、協議事項に入ります。公開の協議事項は2件ございます。</p>
<p>協議事項</p>	<p>協議事項（1）「奈良市の目指す教育について～次期奈良市教育振興基 本計画（案）について～」</p> <p>テーマについて、資料に基づき事務局より説明の後、意見交換及び協議 を行った。</p> <p>協議事項（2）「（仮称）一条高等学校附属中学校の設置について」</p> <p>テーマについて、資料に基づき事務局より説明の後、意見交換及び協議 を行った。</p>

教 育 長	<p>これで非公開を除く本日の全ての案件は、終了いたしました。 傍聴人の方は、ご退室願います。</p>
非公開案件	<p>この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。</p>
保育所・幼稚園課長	<p>議案第26号「令和3年度奈良市立幼稚園園児募集要項について」保育所・幼稚園課長より概要説明</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p> <p>本件については、原案どおり可決した。</p>
協議事項	<p>協議事項（3）「(仮称)一条高等学校附属中学校の設置について～入学者選抜方法について～」</p> <p>テーマについて、資料に基づき事務局より説明の後、意見交換及び協議を行った。</p>
教 育 長	<p>これで、本日の全ての案件は終了いたしましたが、このほかに、何かご意見、連絡事項等はありませんか。</p> <p>それでは、次回定例教育委員会の日程について、ご連絡をいたします。10月の定例教育委員会は、10月20日火曜日午前10時の開催を予定しております。よろしく願いをいたします。</p> <p>これもちまして、本日の教育委員会を閉会いたします。</p>